

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社に雇用され、倉庫作業員として勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日脳梗塞を発症したため、監督署長に対し労災保険給付を請求したところ、監督署長は、上記疾病は業務上の事由によるものと認め、必要な給付を支給する旨の処分をした。被災者は、その後加療を続け、平成〇年〇月〇日治癒となった。

被災者は、治癒後障害が残存し、介護が必要であるとして、監督署長に障害補償給付及び介護補償給付の請求をしたところ、監督署長は、残存する障害については、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第2級の2の2（神経系統の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの）に該当すると判断し、同等級に応ずる障害補償給付及び介護補償給付を支給する旨の処分をした。

被災者は平成〇年〇月〇日死亡したが、死体検案書に直接死因として「脳出血疑」と記載されていたことから、請求人は、被災者の死亡は上記脳梗塞と因果関係があるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡と脳梗塞との間には相当因果関係が認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の直接死因について、C医師は死体検案書において「脳出血疑」と記載しているが、D医師は意見書において、要旨、「当初は、誤嚥か、窒息死と感じたが脳出血(疑)も十分ありうる。」と述べ、E医師は意見書において、要旨、「誤嚥・窒息死の可能性は残るが、非高血圧性脳出血の可能性が最も大きい。」と述べているが、直接死因については明確に確定できないと当審査会は判断する。当審査会としては、E医師が、上記意見書において、要旨「被災者が平成〇年に脳梗塞にり患した時のMR A検査で、右中大脳動脈近位部閉塞、左総頸動脈狭窄を指摘されているが、死亡に至る経過が短時間であることから脳梗塞の再発は考えづらい。」と述べていることは、医学的に見て妥当であると判断する。

(2) 請求人は、C医師作成の死体検案書の死亡の原因欄に「脳梗塞」と記載されていたので、本件申立てをしたと述べているが、死体検案書の当該記載欄には「直接は死因に関係しないが」という前置きが記載されている。

D医師は、意見書において、死亡の原因として、脳梗塞との因果関係に言及しておらず、E医師は、前記意見書において「脳梗塞との相当因果関係は認め

がたい。」と明記している。

これらの医証に照らすと、いずれの医師も被災者の死亡と脳梗塞の因果関係については認めておらず、当該請求人の主張は採用できない。

(3) また、被災者は随時介護を要する状態で就労しておらず、業務が原因となって新たに脳出血を生じた可能性については検討するに及ばない。

その他の点も含めて、決定書理由第2の2の(2)アからキの説示は、当審査会としても妥当と判断する。

(4) 以上のことから、被災者の直接死因である「脳出血(疑)」と平成〇年〇月〇日に業務上の事由により発症した脳梗塞との間に因果関係は認められず、また、新たな業務上の疾病であるとも認められない。

なお、当審査会は、請求人のその他の主張についても詳細に検討したが、上記結論を左右するに足りる資料は見いだせなかったことを付言する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。